

《論 文》

わが国リース会計基準改訂の政策過程分析

—会計基準のコンバージェンスの追求と法人税法との補完性—

岡 本 紀 明

The Process Tracing of Recent Japanese Lease Accounting Standards Setting:
The Pursuit of Global Convergence of Accounting Standards and
Complementary Tax Law Reform
NORIAKI OKAMOTO

キーワード

リース会計基準 (Lease Accounting Standards), 会計基準のコンバージェンス (Convergence of Accounting Standards), 制度的補完性 (Institutional Complementarity), 確定決算基準 (The Principle of Definite Settlement of Accounts)

1. はじめに

2007年3月、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）により、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が公表され、わが国のリース会計基準改訂に一旦幕が下ろされた。借手の所有権移転外ファイナンス・リースに係る賃貸借処理が撤廃された新基準は、2008年4月1日以降開始する連結会計年度および事業年度から適用されている（前年度からの早期適用も可）。

周知のように、当該改訂は相当の紆余曲折を経て達成されたものである。一時審議が中断するなど、ASBJがリース会計専門委員会を発足してから改訂基準を公表するまで、5年以上もの歳月を要した。審議が中断した主因のひとつは、基準改訂の方向性に対するリース業界からの反発であった。会計基準設定の多くの局面において、利害関係者からの反発が少なからず伴うが、今般のリース会計基準改訂については、審議の中断を要するほどの猛烈な反対が背景にあった。それに加えて、企業によるリース取引の選択の多くが、関連する法人税法の影響を強く受けていた。それゆえ、単に会計基準を変え

れば済むという問題ではなく、実際の審議が滞った。

果たして、ASBJはそのような問題にいかに対処し、最終的な基準改訂まで漕ぎ着けたのだろうか。本稿は、ASBJによる基準改訂までの政策過程を論考し、理論的観点から考察を加えることを目的とする。当該目的のもと、本稿は、主に議事録等の一次資料の調査に基づき、ASBJによる基準改訂の政策過程を追跡するという方法論を採用する¹⁾。換言すれば、本稿の主眼はリース会計基準がいかにあるべきかを規範的に論じることではなく²⁾、いかに改訂まで至ったのか実態を明らかにし、一連の過程を理論的に検討することにある。検討の結果、ASBJのコンバージェンス³⁾に対する必要性の認識の強さ、および関連する法人税法の協調

1) このように、個別事例を詳細に観察し独自の説明を加えることは「過程追跡 (process tracing) と表現され、理論の構築や吟味に不可欠な方法の1つと位置付けられている。George and Bennett (2004), pp. 205-232やGerring (2007), pp. 172-185を参照されたい。

2) 今般の基準改訂は、リース取引に対する借手の売買処理の対象範囲が拡大し、賃貸借処理の余地が狭められたものであり、理論的に全く新しい会計処理が導入されたわけではない。

的・補完的な改正の2点が特に浮き彫りになった。

具体的な本稿の構成は、以下の通りである。まず次節において、いかに従来のリース会計基準の改訂が必要であると認識され、ASBJにより専門委員会が発足されたのか検討する。第3節では、その後のASBJの審議の経過を緻密に追跡し、審議が中断するまでの過程に注目する。第4節では、審議再開後の試案、公開草案ならびに最終的な基準が公表されるまでの過程に焦点を当てる。第5節では、基準改訂と密接な関係があったリース取引に係る税法改正過程を概説し、制度的補完性の観点から考察を加える。最後に、第6節で本稿の結論を提示する。

2. コンバージェンスの潮流と リース会計基準改訂の契機

2. 1 改訂前リース会計基準設定の経緯

改訂前のわが国リース会計基準は、1993年に企業会計審議会（以下、審議会）により公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下、意見書）により規定されていた⁴⁾。当該意見書は、審議会の第一部会および小委員会による約1年間にわたる検討の末、公表された。意見書の作成主体は審議会であったが、実際には審議会による審議以前より、日本公認会計士協会（以下、JICPA）がリース会計に関する諸々の検討を進めており、審議の主導的な役割を担っていた⁵⁾。例えば、審議会の審議にJICPAが作成した資料が用いられ、審議会

にJICPAの会員が臨時委員や幹事として参画したりするなど、両者は互いに密接な協調関係を築き、リース会計基準設定に取り組んでいた。

慎重な審議を経て公表された意見書は、主に「リース取引の経済的実態の描写」および「会計基準の国際的調和化」の2点を目的としたものであった。前者に関して、わが国では1980年代からリース取引が増加していたにもかかわらず、企業が準拠すべき明確なリース会計基準が存在しておらず、税務処理を踏襲するかたちの賃貸借処理が一般的に行われていた。すなわち、物件を売買したのと同様の状態であるリース取引に対しても、一律に賃貸借処理が行われていたのである。そのような状況を打破すべく、意見書が取引の経済的実態を財務諸表に的確に反映させる目的を有していたことは、前文にも示されている（企業会計審議会、1993）。後者に関して、意見書の内容は海外の諸基準（米国会計基準や国際会計基準等）を参考に、会計基準の国際的調和化を図る目的から策定されたものであった⁶⁾。それは、実際の審議の重要な局面において、JICPAの会計制度委員会によるリース会計基準の国際比較調査の結果が示されていた点や、策定された意見書が諸外国の基準と同様に、原則としてファイナンス・リースすなわち売買処理を導入した点などにより裏付けられよう。

このように、審議会とJICPAが協同で作成した意見書であったが、実務界からの賃貸借処理優先の主張との妥協点を見出したものと位置付けられる。特に所有権移転外ファイナンス・リースに関して、売買処理を基本としながらも一定の規準を満たせば借手の賃貸借処理を容認する例外規定には、当時から苦言が呈されていた⁷⁾。例外規定が残された背景には、ファイナンス・リースに基づく売買処理の一律導入に対して、リース業界が反対意見を表明していた経緯等があった。反対の主旨は、リース取引に係

3) 本稿では、会計基準の「コンバージェンス」を「調和化 (harmonization)」とは異なるものとして捉える。後者はどちらかという複数の基準が並存しながら互いの差異を徐々に解消するプロセスであるが、前者は一方の基準を他方の基準へ合わせて統一化していくプロセスと位置付けられる (Choi and Meek (2008), p. 282)。

4) 1994年には、JICPAから『リース取引の会計処理および開示に関する実務指針』が公表され、より具体的な処理規定が示された。

5) 藤田 (1993), 75頁。

6) 茅根 (1994), 75頁。

7) 茅根 (1994), 85頁。

るオンバランス化に伴う企業の事務負担増加や、過去の税務通達により実務慣行として定着していた賃貸借処理を撤廃することに伴う実務的混乱に対する懸念であった。こういった実務的、制度的制約を考慮して例外規定が残されたわけだが、会計基準と会計実務の相克による、形式だけの国際的調和化であったと指摘される⁸⁾。それでも意見書が公表されて暫くは、リース会計基準の改訂が公に取り上げられることはなかった。

2. 2 ASBJにおけるリース会計専門委員会の設立

その後、リース会計基準改訂が正式に議論の俎上に載ったのは、ASBJが2001年に発足して直後の11月1日に開催された第1回テーマ協議会（現在は基準諮問会議に名称変更）であった。第1回テーマ協議会では、予め事務方から用意されたテーマ案が審議された。そこで審議されたテーマは、同月12日に当時のASBJ委員長に提言され、直後に開催された第4回ASBJ委員会において、審議の概要が説明された。提言書によれば、「リース取引の会計処理」は、短期的なテーマ案かつ比較的優先順位の高いレベル1に位置付けられた。その理由として、特に所有権移転外ファイナンス・リースに係る借手の賃貸借処理が国際的に例を見ないにもかかわらず、

わが国の実務で主流になっている点が指摘された⁹⁾。

迅速に検討すべき重要テーマとして掲げられた「リース取引の会計処理」について、中心となり検討する専門委員会の設置が、2002年7月23日の第17回ASBJ委員会で承認された。図表1は、最初の提言書でレベル1に位置付けられた短期的なテーマ案の当時の検討状況を示したものである。提言された他のテーマと比べても、遅滞なくリース会計専門委員会が設置されたと言えるだろう。その背景には、2002年5月から7月までの間にASBJが非公式に立ち上げたプロジェクト・チームが、リース会計基準の検討のための準備を進めていたという事実があった。

それでは、何故この時期にリース会計基準の改訂が短期的テーマとして取り上げられ、ASBJが専門委員会を設置するに至ったのであろうか。主な理由として、「当時のIAS（国際会計基準）自体に対する認識の変化」および「わが国のリース会計基準とIAS17¹⁰⁾との差異の表出」の2点を解釈的に指摘できる。

第1に、ASBJにおいてテーマ案が提言された2000年から2001年にかけては、わが国において、会計基準の国際的調和化の必要性が強く意識された時期であったと推測できる。2000年5月には、IOSCO（証券監督者国際機構¹¹⁾）が加

図表1 ASBJ第1回テーマ協議会で提言された短期的なテーマ案と検討開始時期

短期的なテーマ案（提言のうち比較的優先順位の高いグループ）	検討開始の時期
自己株式の取得・処分等に関する会計処理	既に検討を開始済み（2001年11月時点）
連結納税制度の導入に伴う会計上の取扱い	既に検討を開始済み（2001年11月時点）
退職給付制度に関する会計上の取扱い	既に検討を開始済み（2001年11月時点）
減損会計に関する実務指針	2002年8月に専門委員会の設置が了承
企業結合会計に関する実務指針	2003年11月に専門委員会の設置が了承
固定資産会計（減損会計を除く）	2002年7月に専門委員会の設置が了承
ストック・オプションの会計処理	2002年5月に専門委員会の設置が了承
リース取引の会計処理	2002年7月に専門委員会の設置が了承

8) 茅根（1994），85頁。

9) ASBJにおける審議の内容については、特に断りのない限り、ホームページ（<http://www.asb.or.jp/>）において公表されている議事録を参考にしている。

盟メンバーに対して、複数の国の市場で証券を発行する企業がIASに基づき作成した財務諸表を受け入れるよう勧告し、IASを支持する姿勢を示した¹²⁾。加えて同年6月には、2005年以降導入のEC域内上場企業に対するIAS強制適用の戦略案が、ECにより公表された。また、バーゼル銀行監督委員会¹³⁾が、IASの内容を支持するレビュー結果を同年4月に公表するなど、世界的にIAS支持の機運が急速に高まったのが、この時期であった。

第2に、注目すべき動きをもたらした組織として、世界の名立たる機関によるワーキング・グループとして設立された「会計開発国際フォーラム (IFAD)」を指摘できる。IFADは、国際会計士連盟 (IFAC)、5大会計事務所、世界銀行、OECD等多くの国際団体が、証券市場や規制監督機関向けに、ワールドワイドな財務報告および監査実務を国際的なベンチマークまで引き上げようとするビジョンを有し、1999年に設立された。その一環として、2000年に5

大会計事務所が中心となり纏めたのが、世界の53ヶ国の会計実務とIASとの相違点を網羅した「GAAP 2000」であった¹⁴⁾。当該報告書の作成は、IFACが強く推進したものであり、翌年には調査対象国を62まで増やした「GAAP 2001」が公表されている。両報告書はともに、IAS17との差異をもたらす日本基準のひとつとして、「所有権が移転するものを除いては、リースはオペレーティングリースとして処理されている¹⁵⁾」と、リース取引の借手の会計処理に関して、例外規定が中心となっているわが国の実態を明記していた。これら報告書の注目度がわが国でもある程度高かった点を考慮すれば¹⁶⁾、リース会計基準の国際的差異の指摘は、ASBJのテーマ設定に少なからず影響があったと推測される¹⁷⁾。また、オリックスの株価下落問題¹⁸⁾は、テーマ提言や専門委員会の組織に直接的に影響があったとは考えにくいだが、当時の日米のリース会計基準の相違を改めて浮き彫りにした¹⁹⁾。

-
- 10) IAS17はリース取引の会計処理を規定した国際会計基準であり、1982年に公表された。
- 11) IOSCOは、国際的な証券取引の進展を背景に協体制度を築くべく1983年に発足した。ヨーロッパやアジア各国の規制当局が加盟しており、国際会計基準に対して大きな影響力を持つ。IOSCOとIASとの関係についてはCamfferman and Zeff (2007), pp. 293-347や小栗 (2007) を参照されたい。
- 12) 山田 (2000), 25頁。
- 13) バーゼル銀行監督委員会は、1974年にG10諸国 (ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ合衆国) の中央銀行総裁らにより創設された。4年に1度、定期委員会を開催し、金融機関の監督等に係る国際的問題への対策を協議している。
- 14) 「GAAP 2000」および「GAAP 2001」は、<http://www.iasplus.com/resource/ifad.htm>よりダウンロード可能である。それ以前にも、アーサーアンダーセンが主要16ヶ国の会計原則および国際会計基準の比較分析結果を「GAAP Analysis, 1997 Edition (川口訳 (2000))」として公表していたが、各国の会計基準の羅列に近いものであり、GAAP 2000のようにIASとの相違点を抽出したものではなかった。

15) Nobes (2000) およびNobes (2001)。

16) 例えば、Keegan他 (2001) など。

17) 図表1に挙げた短期的テーマ案のうち、「自己株式の取得・処分等に関する会計処理」および「連結納税制度の導入に伴う会計上の取扱い」以外の項目は、「GAAP 2000」でIASとの差異が指摘されていた。

18) リース業界最大手のオリックスの2002年3月期の決算発表によると、日米の会計基準に基づく財務諸表で利益の増減が逆転していた。この矛盾に関して、ドイツ証券のアナリストであり元オリックス社員の大木昌光氏が、それは日米のリース会計基準の相違によりもたらされた現象であり、オリックスの業績 (特にファイナンス・リースの新規取扱高) の下落傾向の兆候を示すと指摘したため、オリックスの株価が急激に下落した。オリックスは投資家向け説明会を緊急に開催する等、火消しに追われた。これにより、リース会計基準の国際的差異が改めて浮き彫りになった。関連する記事が、日本経済新聞 (2002年7月15日付朝刊) や日経ビジネス誌 (2002年8月5日・12日号) に掲載された。

19) ASBJのリース会計専門委員会のメンバーには、当時のオリックス役員であった服部勝氏が含まれていた。

3. リース会計専門委員会が直面した問題と審議の中断

2002年7月23日に設立が承認されたリース会計専門委員会（以下、専門委員会）は、同年8月5日に第1回目の会議を開催した。第1回専門委員会からの審議日時と議題は、別表に纏めてある。専門委員会は、途中2回のASBJ委員会との合同会議を含め、約1年半を審議に費やした。その後、即座の合意形成が困難な情勢を認識し、中間報告を公表するとともに、審議を一時中断することを決定し、その旨がASBJ委員会でも承認された。

ここで、何故専門委員会が審議を中断するに至ったのか、それまでの過程を考察しながら背景を探る。まず、ASBJのリース会計基準改訂の動きに対する反対派の中核となったのは、リース事業協会であった。社団法人リース事業協会は、リース事業に関する調査・研究・広報等を通じて、リース事業の発展を図ることを目的とした組織であり、1971年に設立された。リース事業を営む正会員とそれ以外の賛助会員から成り、設立当初の会員数は20に満たなかったが、2008年の会員数は274にまで増加している。そのため、同協会はリース会計基準設定に関して、リース業界代表としての発言力を有する非常に重要な存在である。

リース事業協会は、ASBJにおけるリース会計基準改訂のテーマ提言を受け、その後の会計基準改訂への対応策を講じるべく、2002年3月に「リース基本問題特別会議²⁰⁾」を発足した。後にリース事業協会会長となる渡辺基彦氏が、当該会議の議長を務めた。渡辺氏は2002年10月3日の第3回専門委員会に参考人として招かれ、発言を求められている。その場において渡辺氏

は、(1)日米におけるリース慣行の相違、(2)リース会社の所有者責任、および(3)注記情報の有用性などを指摘し、従来の会計基準を見直す必要はないと主張し、基準改訂に断固として反対する意見を表明した。並行して「リース基本問題特別会議」は、①リース取引の開示状況調査、②リース会計基準に関する調査（ユーザー調査）、および③リース会計基準に関する調査（サプライヤー調査）を2002年9月から10月にかけて行い、調査結果を「リース会計の見直し論に対する反対意見」として、同年10月28日に東京商工会議所記者クラブで発表した。その後も、第4回専門委員会に参考人として招かれた平野達郎事業協会副会長（当時）が、「オフバランスという最大のメリットが失われればリース業界への影響は大きい」と、渡辺氏と同様に基準改訂に反対する意見を表明した。

2002年12月17日には、ASBJ委員会と専門委員会による第1回合同会議が開催された。その際、参考人としてリース業界を代表して渡辺基彦氏、さらにユーザー代表、監査法人代表および商法の専門家らが参考人として招かれた。渡辺氏はそれまでと同様、リース取引の実態や税制への影響を加味すれば、例外処理を撤廃すべきではないとの主張を表明した。ユーザー代表として招かれた小原道朗氏（日本特殊陶業）は、表立って反対の意見を表明するわけではなかったが、税務上も一括して経費処理ができることなど、基準改訂に向けて税制との調整を懸念する意見を示した。監査法人代表として招かれた坂本道美氏（新日本監査法人）は、他国の会計基準と整合するよう例外規定撤廃に賛成した。この時点では、ASBJの基準改訂の方向性について、リース業界のみが極めて強く反対していたことが窺える。リース会計基準の改訂により、当時のリース取引を支えていたユーザーやサプライヤーがリースを敬遠するようになる可能性もあり、リース業界にとって当時の会計基準の維持は、重要な死活問題であったと推察される。

2003年以降、専門委員会は例外規定の撤廃が

20) リース会計問題を中心としつつ、法律、税務、実務、経営面など幅広い観点から諸問題について研究を加え、会計基準改訂への対応策を講じるために設置された。

もたらず経済的影響等の検討に時間を費やした。2003年2月に開催された第2回合同会議では、ユーザー代表として定期航空協会から参考人を招いて話を聞いている。着々と審議が進む最中、2003年3月6日の第8回専門委員会では、リース事業協会が過去に行った調査に基づく報告書「リース情報の開示と「賃貸借処理」削除の影響」が提示された（リース事業協会、2003）。当該報告書には、調査結果とともに、基準改訂の積極的な理由はないとするリース事業協会の結論が明示された。結論の根拠として、リース事業協会は以下のような調査結果を示した。

まず、上場企業1,000社以上のユーザーを対象とした調査に基づき、所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理のうち、例外法としての賃貸借処理を選択しているのが、連結で99.7%（個別は99.8%）であり、賃貸借処理が慣行として定着していることが指摘された。さらに、それら賃貸借処理のうち、注記情報を省略している企業は1%前後であり、必要な情報は財務諸表を通じて伝達され、その有用性は高いと示された。また、リース資産のユーザーおよびサプライヤーを対象にしたアンケート調査では、リース会計基準改訂による影響があると回答した割合が高かったこと（ユーザー：93.2%、サプライヤー：88.4%）、およびその理由として「事務負担の増加（ユーザー）」等が指摘された。加えて、ユーザーの83.2%が、基準改訂に実際に反対であることも示された。

さらに2003年5月、リース事業協会は実際にリース取引に対する賃貸借処理を削除して不況に陥った台湾の事例を引き合いに出したレポートを纏めるなど、ASBJによる基準改訂への反対に躍起に動いた。そのような動きに苦慮した専門委員会は、特に制度上の齟齬が生じる可能性のあった税務については検討の必要性在りと判断し、2003年11月に審議を一時中断する旨を提案し、ASBJ委員会でも了承された。その後、2004年3月19日のASBJ委員会において、専門委員会の審議の一時中断に伴う中間報告の公表

が承認された。

審議中断後に公表された中間報告は、所有権移転外ファイナンス・リースに係る借手の例外処理の「廃止論」と「存続論」を対比させ、その後に検討すべき課題を浮き彫りにした²¹⁾（企業会計基準委員会、2004）。廃止論に関して、例外処理が大多数を占める状況が、売買処理を原則とした会計基準の趣旨を否定しており是正が必要な点に加えて、国際的な会計基準との調整等が理由として挙げられた。存続論を支持する論拠は複数列挙されていたが、ASBJが特に懸念したのが、税務との関係である。確定決算基準²²⁾のもとでは、会計上、所有権移転外ファイナンス・リースが売買処理されると、税務上も売買処理される可能性があった。当時の法人税法施行令第136条の3によれば、企業会計における「所有権移転外ファイナンス・リース」については、賃貸借処理として扱うことになっていたため、もし会計基準を売買処理に一本化すれば、税務上の処理との齟齬が生じ、申告調整などの事務負担が増加する可能性があった²³⁾。そのため、借手が支払リース料を損金算入することを前提にリース取引を締結しようとした場合、リースそのものを回避し、リース取引としての設備投資手段が失われかねない²⁴⁾。この点については、税務上の申告調整等も含めた制度的な改善が求められると、ASBJは判断したようである²⁵⁾。税務との調整問題は、それ

21) それぞれを対比して詳述したものとして、加藤（2004）を参照されたい。

22) 例えばその根拠として、確定申告は「確定した決算に基づき」、その「課税標準である所得の金額又は欠損金額」を申告すべきことが規定されている（法人税法第74条第1項）。

23) 原（2006）、504頁。企業会計と税法が乖離するという現象は、経理スタッフがそろっている大会社においては対応が可能であるかもしれないが、そうではない中小会社においては、その対応が困難になる（品川（2007）、29頁）。

24) リース事業協会が2000年に行ったアンケート調査によれば、リースを選択する目的として、「リース料を損金算入できる」という理由が2番目に多かった。

まで改訂に反対していたリース事業協会も幾度か主張してきたものであった。確定決算基準や税法に関連する問題は、ASBJだけでは手に負えない問題であり、審議を中断し、問題の解決に向けてリース事業協会に検討を依頼する形となった。

4. 審議再開と最終的な改訂基準の公表

ASBJからの依頼を受け、リース事業協会は直ちに服部勝氏を座長とする「リース会計実務検討会」を設置した。それまで通り、リース事業協会はASBJの基準改訂に反対する立場を維持し、当該検討会も「リース取引は基本的に賃貸借である」との基本的立場を堅持した上で進められた。具体的な検討内容は、わが国におけるファイナンス・リースの経済的実態やリース会計基準の国際比較などであった。例えば、確定決算主義を基盤とするドイツおよびフランスの状況を参照し、連結財務諸表は主としてIFRSに準拠して作成するが、個別財務諸表上、リース取引は賃貸借処理が可能である点などが指摘された。結果的に、1年間の検討を経てもリース事業協会の結論は全く変わらず、現状のリース会計基準の維持が望ましいと主張した。当該主張は、その後に再開したASBJでの審議においても見られた。2005年3月29日に開催された第77回ASBJ委員会では、リース事業協会による検討結果が報告されたが、招かれた平井康之会長（当時）と服部勝氏が、「リース会計基準に関する検討について（検討状況の報告）」に基づき、現行の基準を代替する改訂の方向性に

は問題点があるとの結論を提示した²⁶⁾。「検討状況の報告」は、リース事業協会が事前に作成しており、わが国におけるリース取引の実態や諸外国におけるリース会計基準の比較分析を行い、リース取引に対する代替的な会計処理を検討したものであった²⁷⁾。検討の結果、「リース取引が賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素も包含した複合取引であり、現行の会計基準下では詳細な開示基準により投資家・株主等ステークホルダーにとって有用な会計情報が十分に提供されている」との結論が導かれていた。

これに対しASBJは、現行の会計基準の維持が好ましいとするリース事業協会の意見には賛同しない意向を示した²⁸⁾。ASBJは、当時、審議中断を経てもリース事業協会による税務当局との調整や解決策の提示が全く進展していないと判断していた。結果、2005年8月26日の第87回ASBJ委員会において、専門委員会は、今後リース事業協会に対して同様の検討を依頼しないこと、および賃貸借取引と売買取引の選択適用の維持を望ましいとするリース事業協会の主張に同意せず、売買処理に一本化する方向で今後の審議を進める意見を取り纏めた。当該意見

27) 借手における3つの代替的処理方法は、それぞれ
A：期末の未経過リース料を資産の部に「リース賃借資産」等、負債の部に「リース債務」として計上し、損益計算書上は支払リース料を費用処理する方法、B：リースを「使用権」売買と捉えて資産計上し、支払リース料に基づき費用処理する方法、およびC：個別財務諸表と連結財務諸表における会計処理方法を区別する方法である。リース事業協会（2005）別記を参照されたい。それぞれの代替案の検討は茅根（2006）、12-14頁を参照されたい。

28) 第77回ASBJ委員会における審議資料を参照した。

29) 第90回のASBJ委員会において、売買処理に完全に一本化することに対しては、慎重に審議を行い、結論を急ぐべきではないのではないかと一部の委員（もしくはオブザーバー）から意見が出されたが、専門委員会は多数の参考人の意見を聴取している等の理由から既に十分に慎重に審議を進めっていると回答した。

25) 実務家の観点からも、例えば上場企業である借手がリース取引を会計上売買処理して減価償却を行い、法人税法上は各事業年度に対応する支払リース料を損金算入する場合、借手である上場企業が要する事務負担は、一般に予想される以上に膨大であり、リース取引のメリットは毀損され、結果としてリース取引が次第に減少しかねない（坂本（2006）、138-139頁）。

26) リース事業協会（2005）、6頁。

は、その後のASBJ委員会でも大部分の合意を得た²⁹⁾。この時点において、ASBJが、リース取引の借手の会計処理を売買処理へ一本化する確固とした態度を確立したと言えるだろう。ただ、同時にASBJが最も懸念していた事項は、税務との調整であった。前述のように、ASBJは、基準改訂を進展させるためには、税務に関して関係者との調整が必要であると認識していたようである³⁰⁾。

こういった動きを苦慮し、リース事業協会は同年10月28日に臨時委員会を開催し、専門委員会に今後も田中裕康氏（UFJセントラルリース）や鼻輪光雄氏（東京リース）をオブザーバーとして派遣することを決め、引き続き基準設定に自身の主張を反映させる意向を示した。しかし、その後のASBJの議論の焦点は、大局よりも税務との調整および細かな制度上の問題に絞られていった。時期を同じくして、2005年12月上旬には、日本総合研究所がリース会計基準に関する問題は税務との一体解決を図るべきだと提言した調査レポート「リース会計基準見直しに必要な視点」を金融記者クラブ、経済産業省記者会および財政研究会といった記者クラブ³¹⁾に配布している³²⁾。同年12月7日、専門委員会が再開し、その後8回の審議は、売買処理に準じた会計処理に一本化された場合の借手お

よび貸手の具体的処理の検討に費やされた。専門委員会は、さらにその後数回の審議において文面を検討し、試案を公表するに至った。公表物が「試案」となった理由として、複数の方法を並列的に並べて整理していないため、「論点整理」のように意見を問うものではないこと、および税務との調整がつかないため適用時期が定まっておらず、「公開草案」までは至らないことが挙げられ、結果的に中間的立場として「試案」が選択された。また、その後に税務との調整を誰が行うかについては、交渉事のため第三者の立場から明らかにできないとの意見が、ASBJから示された³³⁾。当該意見は、裏を返せば第三者であるASBJが、税務当局と正式に調整を図る立場にはないとする意見表明とも理解できる³⁴⁾。しかしながら、フォーマルな働き掛けがなかったとしても、何らかのインフォーマルな情報交換の機会があった可能性は否定できないだろう。これは推測の域を出ないが、例えば専門委員会の審議に金融庁の職員がオブザーバーとして参加したり、ASBJの委員が税制調査会のメンバーを兼務したりするなど、両組織の接点が全く無いわけではなかった³⁵⁾。

ASBJによる最終的な試案の公表は2006年7月になり、公表と同時に外部からのコメントが募集された。試案の内容は、後に正式に公表される会計基準の内容と比しても大きく異なるも

30) 2005年10月14日に開催された第90回ASBJ委員会では、基準の具体的なところは専門委員会で検討し、税務との関連で適用時期を調整すべき点などが指摘されていた。

31) 記者クラブは、中央官庁や地方自治体、警察署、経済団体、一部の大手企業など、ニュースの発信源となるところに設けられた記者室を取材拠点とし、特定の報道機関の記者で構成され、各団体から独占的に情報提供を受ける。記者の側は「特落ち」防止の保証を受け取り、情報の出し手側は世論工作の上で無料の広報という便宜を受け取ることにより、互いの必要性が合致する。中島（2004）、155頁。

32) それ以外にも、リース会計基準の改訂に際して「わが国産業・企業への影響を考慮すべき」、「わが国固有の解決を図るべき」、「見直しの時期を慎重に見極めるべき」との提言が加えられた。

33) 第105回ASBJ委員会における発言を参考にした。

34) この点は、ASBJに対して行った質問調査でも示された。リース会計基準改訂に際して、ASBJが税務当局側に何らかの働き掛けを行ったかどうかという質問に対し、「リース会計に限らず、個々の会計基準の審議に関して当委員会が、関連する税務上の取り扱いのあり方について関係当局に対して云々することはございません。ご案内の通り、そのような権限も責任も与えられておりません。税務上の取り扱いのあり方に係る活動は、もっぱら、納税者、税務当局、関連の省庁等に委ねられていると理解しております。」との回答を常勤委員から頂いた。

35) 本稿の目的は、そのような接点を厳密に特定することではない。

のではなく、借手の会計処理について、従来の所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理を撤廃し、売買処理を導入した。その際、借手の貸借対照表に計上されるリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして償却することになった。また、従来の所有権移転外ファイナンス・リースとの区別を維持したため、所有権移転外ファイナンス・リースについては、リース契約1件当たり300万円以下のリース取引など少額のリース資産や、リース期間が1年以下のリース取引については、賃貸借処理を認める規定を残した。

試案に対しては、150以上ものコメントが寄せられた。中でもリース事業協会は、いち早くASBJにコメントを寄せた。コメントにおけるリース事業協会の批判の態度は、それまでとは若干変化していた。それまでは売買処理の導入に真っ向から反対し、賃貸借処理の維持を強く訴求してきたが、当該コメントは、公表された試案の内容を真っ向から反対するというよりは、「現行リース会計基準の売買処理の枠組みを超える議論が排除されたことは極めて遺憾である³⁶⁾」とする意見表明に留められた。その代わり同協会は、税務との調整を強く要望した。税務との調整がつかない場合は、試案に提示された方法を適用すべきではないと示した³⁷⁾。

それ以外にも多くのコメントが試案に対して集まったが、専門委員会はそれらを「(1)賃貸借処理に準じた処理の削除に関する事項」と「(2)試案に対する個別項目に対するコメント」に分類し、前者に関して、会計処理として売買取引として扱うべきものを「賃貸借である」と主張しているだけであり、受け入れられないとする意見を示し、第113回および115回ASBJ委員会で多くの同意を集めた。また、後者の個別項目については、その後専門委員会で審議することとされた。その後、「リース取引開始日」の取り扱いなど具体的項目の検討が進められ、2006

年12月22日に開催された第119回ASBJ委員会において、公開草案の公表が承認され、直ちに公表された。

この動きと並行した極めて重要な事象は、税制調査会による税制改正の大綱が2006年12月14日に決定し、その中にリース関連税制の改正が盛り込まれたことである。それにより、会計基準の改訂に関して、税務との齟齬による障害の大部分が取り除かれる見通しが立った。その影響もあってか、公開草案に寄せられたコメントは、試案に対するものの半数以下であった。

その後、専門委員会が数回の委員会を開催し、細かな点や文面等を修正した結果、2007年3月23日に開催された第125回ASBJ委員会において、リース会計基準および適用指針の公表が最終的に承認された。

5. 協調的・補完的な税法の改正

5. 1 政策過程の分析

上述のリース取引に関する法人税法の改正は、会計基準の改訂に呼応した、会計基準設定主導型の税法改正と位置付けられるだろう。会計基準の設定・適用を行う上で、税務との調整の完了を制約要因にするのは必ずしも適切とは言えない³⁸⁾が、税務処理と密接な関係を有し発展してきたリース取引については、会計基準と税法との調整が不可欠であった。それを考慮すれば、今般のリース会計基準改訂に伴う法人税法改正は、確定決算基準の存在を所与とした、会計基準の国際的コンバージェンスを達成するための協調的かつ補完的な改正と捉える事ができるだろう。基準改訂までの経緯を振り返ると、リース事業協会が基準改訂反対の拠り所としていた税務上の処理との齟齬が解消する可能性が高まった結果、リース会計基準改訂の

38) 第87回ASBJ委員会において、税務との調整のための「一定の期間」について、税務問題の解決が前提になっているのかという委員（もしくはオブザーバー）の質問に対し、専門委員会側が同様の主旨の回答を行った。

36) リース事業協会（2006）、7頁。

37) リース事業協会（2006）、6頁。

目処が付いた。本節では、一連のリース会計基準改訂が進展するなかで、リース関連の法人税法改正がいかに進められたのか検討する。

わが国の税法改正は、主として内閣総理大臣の諮問に応じて、内閣府の審議会である政府税制調査会により審議調査された上で行われる。それ以外に、暫定的に自由民主党（もしくは与党）税制調査会が存在し、過去にはある程度の影響力を誇っていた³⁹⁾が、近年は政府主導の税制改革を意識する動きが強く、実際にリース取引関連の税法改正が盛り込まれた平成19年度税制改正も、政府税制調査会により中心的に審議された。

平成19年度の税制改正は、当時の安倍晋三内閣総理大臣の諮問（2006年11月7日）により、税制調査会が正式に組織されたことから始まる。実際はそれ以前の税制調査会においてその後の税制改正に向けた審議が行われることも少なくないが⁴⁰⁾、過去の税制調査会における審議において、リース取引やリース会計への具体的な言及が見られないため、平成19年度の税制改正に向けた審議のなかで、初めてリース取引の税制改正が取り上げられたと推察される。

税制調査会は、2006年11月7日に第1回目の総会を開催した。第1回総会では、各委員の紹介と挨拶が主な目的であり、その2日後に企画会合を開き、全体的なオーバービューを行った後、本間正明会長（当時）の指示のもと、テーマごとに分けられた3回のグループディスカッションを開催した。各々のグループディスカッションには、正式な委員に加えて各部門のエキスパートである特別委員も参加し、議論が繰り

広げられた。グループディスカッションのテーマは、『国民生活関連』、『新しい動きへの対応』および『経済全体の活性化等』であり、リース取引に係る税法改正は『新しい動きへの対応』に分類された。

第2回グループディスカッションは、同年11月15日に開催された。その際、事務局（財務省主税局）から、リース税法改正案の概要が説明された。具体的には、取引の経済的実態の反映ならびに納税者の事務負担の軽減を目指した会計と税務処理の調和の必要性が説明された。それに対し、当日のグループディスカッションの場で異議が唱えられたり、反論が出されたりすることはなかった。しかしながら、直後に開催された本間会長とグループディスカッション司会を務めた中里主査による記者会見において、「会計と税で処理が一致していないものについて、税調としてどのように考えているのか」との質問が記者から出された。これに対し、中里主査は、会計と税のそれぞれの目的の相違により処理に差が出るが、「差が全部いけないとか、そういうことではありませんし、かといって、差のすべてをほったらかせばいいというものでもありませんから、これもやはり個別具体的に考えていかなければいけないのではないかと。リースにつきましては、両方あわせて立法的措置なり何なりをとっていったほうがいいという感じがわりと強いのではないかと思います⁴¹⁾」と述べた。本間会長も当該問題に関して、「まさに会計と税というものをどういう具合に結びつけていくか。わりと日本の場合には、ご承知のとおり、両者が乖離しても構わないのではないかというような議論があったわけでありましてけれども、最近の動きの中では、出来るだけその部分の乖離を縮小させていこうという議論が強くなっておりますし、そのほうが私も妥当と考えておりますから、このリースの問題についても、しっかりとしたかみ合わせができ

39) 詳しくは石（2008）を参照されたい。

40) 2006年9月5日に行われた前期税制調査会の第52回総会に付された資料「これまでの審議等を踏まえた主な論点」における検討課題として、「多様な事業形態への対応」として「法人課税の範囲や課税方式について、税制が事業形態の選択に歪みをもたらすことがないように、引き続き適正な課税関係の構築に努めるべき」との指摘が見られた（税制調査会（2006）、10頁）。

41) 11月15日に開催された税制調査会第2回グループディスカッションの議事録を参考にした。

るのであれば、やれることからやっていくと、こういうことだろうと思います⁴²⁾」と述べた。上記の質疑応答から、会計基準設定の目的と税制との関連の程度によっては、両者の調整も必要であると考えられる税制調査会（当時）の立場が窺える。

その後、同年11月22日には、第2回税制調査会総会が開催された。その場では、3回にわたったグループディスカッションの議論に基づき、答申の叩き台を作成すべく議論が繰り広げられた。税と会計の一致に関する若干の議論はあったが、リース取引の税制改正について、特に異論は出なかった。その後、起草委員が作成した答申案について、11月29日および30日の2回の企画会合で文面等の確認が行われたが、その場でもリース取引に係る税制改正は、特に取り上げられなかった。

同年12月1日には、正式な「平成19年度の税制改正に関する答申—経済活性化を目指して—」が完成し、「リース会計見直しへの対応」とする小題のもと、「リース会計については、取引の経済的実態を反映させる観点から会計基準の変更が予定されている。リースの税制上の取扱いについては、納税者の事務負担軽減にも配慮し、会計基準の変更を踏まえ、取引の経済的実態を反映させるように措置すべきである」と示された⁴³⁾。

その後、当該答申を基本路線として具体的な検討が加えられ、2006年の12月19日には、平成19年度税制改正の大綱が財務省により作成され、正式にリース取引関連税制が盛り込まれた。翌2007年の1月19日には、平成19年度税制改正の要綱が閣議決定された。同年2月2日は、第166回通常国会に「所得税法等の一部を

改正する法律案」が提出された。その後、国会の審議を経て3月末までに同案が可決・成立し、3月30日に公布、2007年4月1日から施行された。国会の審議においても、リース取引に係る税制問題に特に異論が唱えられることはなかった⁴⁴⁾。

5. 2 コンバージェンスと確定決算基準： 制度的補完性の観点からの分析

上記のような税法改正は、元を辿れば会計基準の改訂に端を発した税法改正と位置付けられる。制度のこのような動態を理論的に捉えるには、「制度的補完性」の概念が有用であると思われる⁴⁵⁾。制度的補完性の存在は、「存続可能な全体的制度配置—異なるドメイン間の制度の組合せという意味での—が一貫した全体を構成しており、その中の個々の制度はそれだけ孤立しては容易に変更したり、デザインしたりできないことを意味している⁴⁶⁾」。ここで当該概念を援用する場合、上述のドメインをいかに措定し、区別し得るかという問題に直面する。ドメインは、「自然人ないし組織といった経済主体の集合、および継起的な期間においてそれぞれの経済主体が選択できる物理的に実現可能な行動の集合によって構成される⁴⁷⁾」。しかし、経済は無数のドメインにより構成されており、かつ多くのドメインが重なり合い入れ子化されているため、純粋な区別は困難である。それでも大雑把ではあるが、ドメイン間における主要な経済主体を企業群と仮定すれば、当該経済主体の一般的目的に基づき、財務会計（企業の財政状態および経営成績の算定および伝達を目的とする）と税務会計（課税所得計算を目的とする）という2つのドメインへのアドホックな区別は、少なくとも可能であろう。

ここで、わが国の一般的な企業会計システム

42) 11月15日に開催された税制調査会第2回グループディスカッションの議事録を参考にした。

43) このように抽象的な内容であるが、その意味に関して、同年11月30日開催の企画会合で若干の議論があり、委員からの「資産計上して、減価償却という方向が当然インプライされているのではないか」との意見に特別な異論は出なかった。

44) 第166回通常国会の議事録を参照した。

45) 制度的補完性の概念を援用した先駆的会計研究としては、藤井（2007）を参照されたい。

46) 青木（2003）、246頁。

47) 青木（2003）、27頁。

が、いわゆるトライアングル体制に基づく全体的制度配置であると理解する。その上で本稿の事例に依拠すれば、財務会計ドメインでの制度変化が、税務会計ドメインにおける制度を無視できなかったという点において、両者の間に補完的關係が存在すると考えられる。従来、企業のリース取引については、リース契約の締結にかかる意思決定も含めて、確定決算基準のもと会計基準と法人税法が相互に補完し合っていた。そこに会計基準の国際的コンバージェンスという目的により、一方（会計基準）に変更が加えられた場合、他方（関連する税法）も少なからず変更する必要性が生じる。さもなければ、それまで両者の補完性が果たしていた役割が喪失し、ユーザーである企業やリース業界に負の経済的効果をもたらされる可能性もあった。

勿論、税法もその立法に関して、租税政策の基盤である租税原則（例えば、課税の公平や租税収入の安定化など）に照らして判断されるべきである⁴⁸⁾。だが、政策であるからということで、「税の独自性（独立性）」を強調しがちな立法当局の判断のみに委ねられるわけではなく、国民レベルにおいて、当該政策判断の合目的性、合理性等の検証が絶えず行われる必要がある（品川（2009a）、21頁）。本稿で取り上げたリース会計基準の改訂は、主に会計基準のコンバージェンスを目的としたものであるが、会計基準と税法の相違が、一時的に当該目的の達成を滞らせた点は否めない。だが、短絡的に確定決算基準自体が批判されるべきではないだろう。会計基準のコンバージェンスの進展のために、企業利益と課税所得の間に一時的に開差をもたらすことが予想されるが、確定決算基準の枠組の中で有機的に結合したままで維持されれば、確定決算基準の機能（2つの財務諸表を作成しないという便宜性、会計上の利益を増加させつつ税務上の所得を抑制させることによる利益（所得）計算の確実性）を果たしていけるだ

ろう（品川（2009a）、21頁）。上記に挙げたリース会計基準改訂に関する協調的な制度設計は、その事例の一つとして位置付けられると考えられる。

また、両者がほぼ同時期に改訂されたことに関して、制度の補完性の度合いが強ければ強いほど、一方のドメインにおける制度変化に伴う他方の制度変化は短期に達成されなければならないとの見方がある⁴⁹⁾。これを参照すれば、わが国において、確定決算基準の枠組みにおけるリース会計基準と法人税法の補完性が、相当程度強かったと言えるだろう。加えて、そのような両者の強い補完的關係を一旦崩しても会計基準を変更させようとしたASBJのコンバージェンスに対する必要性の認識の強さも注目に値する。

6. 結びにかえて

本稿は、ASBJによるリース会計基準改訂の過程を詳細に分析した上で、理論的考察を加えることを目的とするものであった。考察に基づき、本稿の要点として以下の3点を指摘したい。

第1に、これはASBJも表明していたが、今回のリース会計基準改訂は、短期的なテーマとして、会計基準の国際的コンバージェンスを意図したものであった。特に注目すべきは、ASBJの国際的コンバージェンスを達成しようとする確固とした姿勢である。ASBJ（特に専門委員会）は、リース事業協会からの度重なる反発にも対処し、中断も含めて5年がかりで改訂まで漕ぎ着けた。当初は審議を中断するなどリース事業協会の反発を受け、慎重に検討を進めていたが、その後は例外規定撤廃という目的を堅持し、それを覆そうとする意見には殆ど取り合わなかった。

第2に、基準改訂の達成を阻む主要な障害は税制との齟齬であったが、関連する法人税法が

48) 品川（2009a）、21頁。

49) Deeg（2005）、p.16.

改正されたことにより、それら齟齬が解消し、会計基準の改訂が一気に進展した。リース事業協会も反対の最後の拠り所として税務処理との齟齬を指摘していたため、会計と密接に関連するリース関連税法の改正は、会計基準改訂への重要な助勢となった。ASBJからのフォーマルな働き掛けはなかったとしても、時期的にはまさに渡りに舟の税法改正であった。

最後に、上記の並行的な税制改正およびリース会計基準改訂を理論的側面から検討した。特に、両制度変化の同時性および協調性に焦点を当て、制度的補完性の観点から両制度の動態を分析した。その結果、リース取引については、会計基準と法人税法の補完性が強い点に加えて、その一時的な分断も止むを得ないと基準改訂に取り組んだASBJのコンバージェンスに対する必要性の認識の強さ、ならびに税制調査会との当該必要性の共有の可能性が示された。それに関連して、会計基準のコンバージェンスと法人税法の連関が、今後の制度的課題として浮き彫りになった。これについては、後者が単に前者に追随するのではなく、課税所得の決定要素に照らして対応する（品川（2009b）, 11頁）、企業特性の相違を尊重する（河崎（2007）, 17頁）などの視点を考慮して対応していく必要があると思われる。

（付記）本稿は、2008年度文部科学省科学研究費補助金（若手研究（スタートアップ）（課題番号198300550001））の援助を受けている。また、本稿を作成するにあたり、ドイツ証券株式会社より貴重な資料をご提供頂いた。ここに記して感謝申し上げる。加えて、書面による質問調査にご協力頂いた企業会計基準委員会（ASBJ）にも深謝したい。

【参考文献】

Camfferman, K. and S. A. Zeff (2007), *Financial Reporting and Global Markets-A History of the International Accounting Standards Committee 1973-2000*, Oxford University Press.

- Choi, F. D. S. and G. K. Meek (2008), *International Accounting the 6th edition*, Prentice Hall.
- Deeg, R. (2005), "Complementarity and Institutional Change: How Useful a Concept?" *WZB-Markets and Politics Discussion Paper*, SP II 2005-21.
- George, A. L. and A. Bennett (2004), *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences*, MIT Press, New York.
- Gerring, J. (2007), *Case Study Research- Principles and Practices*, Cambridge University Press.
- Keegan, M., Schmidt, H., 山田辰巳, 山崎彰三, 藤沼亜起 (2001), 「IASC新組織体制と今後の動向について」『JICPAジャーナル』第13巻第6号, 44-52頁。
- Nobes, C. (ed.) (2000), *GAAP 2000- Survey of National Accounting Rules in 53 Countries*, Pricewaterhouse Coopers.
- Nobes, C. (ed.) (2001), *GAAP 2001- Survey of National Accounting Rules Benchmarked against International Accounting Standards*, Pricewaterhouse Coopers.
- 青木昌彦 (2003), 『比較制度分析に向けて 新装版』NTT出版。
- 石弘光 (2008), 『現代税制改革史』東洋経済新報社。
- 小栗崇資 (2007), 「IASB・IOSCOの会計グローバルイズム戦略」伊藤秀俊編『会計グローバルイズムと国際政治会计学』創成社。
- 加藤久明 (2004), 「日本のリース会計基準の概要と問題点—所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理をめぐって—」『大阪経大論集』第55巻第4号, 35-54頁。
- 川口順一訳 (2000), 『主要国の会計原則』東洋経済新報社。
- 河崎照行 (2007), 「会社法（商法）と法人税法の会計包括規定」『税務会計研究』第18巻, 1-21頁。
- 企業会計基準委員会 (2004), 『所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理に関する検討の中間報告』。
- 企業会計基準委員会 (2006a), 『試案 リース取引に関する会計基準 (案)』。
- 企業会計基準委員会 (2006b), 『試案 リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)』。
- 企業会計基準委員会 (2006c), 企業会計基準公開草案第17号『リース取引に関する会計基準 (案)』。
- 企業会計基準委員会 (2006d), 企業会計基準適用指針公開草案第21号『リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)』。
- 企業会計基準委員会 (2007a), 企業会計基準第13号『リース取引に関する会計基準』。
- 企業会計基準委員会 (2007b), 企業会計基準適用指針第16号『リース取引に関する会計基準の適用指針』。
- 企業会計審議会 (1993), 『リース取引に係る会計基準に関する意見書』。

経済産業省企業会計研究会 (2005), 『企業会計研究会 中間報告書』。

坂本孝司 (2006), 「わが国における会計制度のあり方と会計実務」『リース研究』第2号, 117-149頁。

品川芳宣 (2007), 「会社法と確定決算基準」『税務会計研究』第18巻, 23-41頁。

品川芳宣 (2009a), 「会計基準のコンバージェンスと確定決算基準の行方」『税経通信』第64巻第6号, 17-24頁。

品川芳宣 (2009b), 「会計基準のコンバージェンスと法人税法の論点」『企業会計』第61巻第4号, 4-11頁。

茅根聡 (1994), 「リース会計基準をめぐる国際的調和化の意味—IAS第一七号との関連において—」『会計』第146巻第5号, 717-733頁。

茅根聡 (1998), 『リース会計』新世社。

茅根聡 (2006), 「リース会計基準の国際的動向とわが国基準改定の意味」『リース研究』第2号, 1-20頁。

中島誠 (2004), 『立法学』法律文化社。

日本総合研究所 (2005), 「リース会計基準見直しに必要な視点」『JRI News Release』(2005年12月16日)。

服部勝 (2007), 『詳説 リース会計基準』税務研究会出版局。

原省三 (2006), 「法人税法と商法, 企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」『税大論叢』第51号, 449-507頁。

藤井秀樹 (2007), 『制度変化の会計学』中央経済社。

藤田厚生 (1993), 「リース会計基準と日本公認会計士協会の対応」『企業会計』第45巻第9号, 74-77頁。

山田辰巳 (2000), 「国際会計基準をめぐる最近の動向」『商事法務』第1574号, 24-30頁。

リース事業協会 (2003), 『リース情報の開示と「貸借処理」削除の影響—「リース会計基準見直し」関連特別調査—』。

リース事業協会 (2005), 『リース会計基準に関する検討について (検討状況の報告)』。

リース事業協会 (2006), 『リース会計基準 試案の公表にあたって—リース会計の審議状況, 試案の概要, 試案に対する協会見解—』。

リース事業協会 (2007), 『企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準 (案) および企業会計基準公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針 (案)」に対するコメントについて』。

別表 ASBJにおけるリース会計基準改訂の審議過程

日時	会議名	議題と概要
2001年11月1日	第1回テーマ協議会	・「リース取引の会計」が短期的なテーマ案かつ比較的優先順位の高いレベル1に位置付けられる
2002年7月23日	第17回ASBJ委員会	・「リース会計専門委員会」の設置が承認
2002年8月5日	第1回専門委員会	・リース会計に関する会計基準の検討
2002年9月5日	第2回専門委員会	・リース取引に係る税務上の取扱いについて ・所有権移転外ファイナンス・リースに関して検討すべき論点の概要 ・今後の進め方について
2002年10月3日	第3回専門委員会	・所有権移転外ファイナンス・リースの撤廃に関する参考人からの意見聴取 (JICPA代表とリース事業協会から渡辺彦彦会長 (当時)) ・論点の検討 (賃貸借人におけるファイナンス・リースの性格等)
2002年11月6日	第4回専門委員会	・参考人からの意見聴取 ・論点の検討
2002年12月5日	第5回専門委員会	・企業会計基準委員会における審議の概要報告 ・ファイナンス・リースにおけるオンバランス回避行為について ・論点の検討 (賃貸人における会計処理及び開示)
2002年12月17日	第24回ASBJ委員会 (リース会計専門委員会との合同会議)	・リース取引に関する会計処理の検討 ・参考人からの意見聴取
2003年1月9日	第6回専門委員会	・主な問題点の整理
2003年2月18日	第7回専門委員会	・所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計処理について: 具体的な方策の検討
2003年2月28日	第27回ASBJ委員会 (リース会計専門委員会との合同会議)	・リース会計専門委員会における検討状況の報告 ・参考人からの意見聴取
2003年3月6日	第8回専門委員会	・リース事業協会における特別調査の報告 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する会計処理について: 具体的な方策の検討②

2003年7月8日	第9回専門委員会	・IASBにおけるリース会計プロジェクトの状況 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引の利用状況に関する調査
2003年11月7日	第44回ASBJ委員会	・リース事業業界が税の問題を検討する間審議を一時中断し、検討結果がまとまった時点で再開する旨の提案 ・中間報告を作成・公表することの提案
2004年3月19日	第53回ASBJ委員会	・中間報告書の公表の議決 ・今後の進め方として関係業界に検討を依頼することの合意形成
審議の一時中断		
2005年3月29日	第77回ASBJ委員会	・リース事業協会からの検討状況の報告
2005年8月26日	第87回ASBJ委員会	・リース会計に関する今後の議論の方向性について
2005年10月14日	第90回ASBJ委員会	・リース会計に関する今後の議論の方向性について
2005年12月7日	第10回専門委員会	・専門委員会再開までの経緯について ・専門委員会の進め方 ・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法（借手の論点整理）
2005年12月21日	第11回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法（借手の会計処理の検討）
2006年1月11日	第12回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法（貸手の論点整理）
2006年1月25日	第13回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法（貸手の会計処理の検討）
2006年2月8日	第14回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法
2006年2月22日	第15回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法
2006年3月7日	第16回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法
2006年3月23日	第17回専門委員会	・「売買取引に準じた会計処理」の具体的方法
2006年4月10日	第18回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年5月11日	第19回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年5月22日	第20回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年5月30日	第105回ASBJ委員会	・通常の「公開草案」と異なり適用時期を定めない「試案」を公表することの審議 ・「試案」の内容に関する審議
2006年6月8日	第21回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年6月30日	第107回ASBJ委員会	・試案「リース取引に関する会計基準（案）」および試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の公表の承認
2006年9月6日	第22回専門委員会	・試案に対するコメントについて
2006年9月13日	第23回専門委員会	・試案の会計処理に対するコメントへの対応策について
2006年9月26日	第24回専門委員会	・試案の会計処理に対するコメントへの対応策について②
2006年10月17日	第25回専門委員会	・試案の会計処理に対するコメントへの対応策について③
2006年10月26日	第26回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年11月20日	第27回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年11月27日	第28回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2006年12月22日	第119回ASBJ委員会	・企業会計基準公開草案「リース取引に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」の公表の承認
2007年2月14日	第29回専門委員会	・公開草案に対するコメントについて
2007年2月27日	第30回専門委員会	・公開草案に対するコメントについて
2007年3月7日	第31回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2007年3月13日	第32回専門委員会	・会計基準及び適用指針の文案検討等
2007年3月23日	第125回ASBJ委員会	・企業会計基準「リース取引に関する会計基準」および企業会計基準適用指針「リース取引に関する会計基準の適用指針」の公表の承認